

役員等の報酬及び費用弁償規程

年 月 日	変 更 履 歴
平成11年 6月13日	制定・施行
平成13年 3月31日	第2条 支払報酬別表（1）の改定 第6条 支払金額の制限 上限の改定
平成14年11月16日	第2条 支払報酬別表（2）の改定
平成15年12月 1日	第2条 支払報酬別表（1）の改定
平成18年 2月19日	全文改定
平成21年 3月28日	第5条 理事長報酬を追加
平成22年 4月 1日	第5条 顧問報酬を追加
平成23年 6月16日	第5条 理事長報酬を変更
平成25年 4月 1日	第1条 条文に顧問の文言の追加 第5条 月額を文言を追加 第6条 日額の文言を追加
平成26年12月 1日	第7条 4）の追加
平成28年 1月 1日	第5条 理事長報酬を変更
平成29年 4月 1日	常務理事・参事・顧問について削除、評議員選任解任委員会を追加 第2条第3項の変更及び第4項の追加 第5条文言修正 第6条理事・監事・評議員の報酬額変更。評議員選任解任委員会の報酬額追加。

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人横手福寿会（以下、法人という）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下役員等という）に対する報酬及び費用弁償（以下、報酬等という）について定めるものとする。

(報酬等)

第2条 役員等には、報酬等を支給することができる。

- 2 前項における報酬等の額は、予算の範囲内を旨とし、勤務実態に即して支給する。
- 3 法人運営の介護老人保健施設の施設長が、役員等を兼ねている場合は、その者には役員等としての報酬等は支給しない。
- 4 3項以外の法人職員が、役員等を兼ねている場合は、一人につき月額30,000円を給与に手当として支給する。疾病の治療、その他の事由によって20日を超えて休職した場合は手当の支給はしない。（※有休での休職であっても、20日を超える場合は手当の支給はしない。）

(報酬等の決定方法)

第3条 役員等の報酬等は、評議員会において決定する。

(報酬等の体系)

第4条 報酬等の体系は、勤務実態により、月額報酬と日額報酬に区分する。

(理事長の月額報酬)

第5条 理事長の報酬は、月額50万円とする。（週4日以上勤務）

※月額報酬受給者及び第2条第3項・第4項の者へは、日額報酬の支給はしない。

(役員、評議員及び評議員選任・解任委員の日額報酬)

第6条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員の日額報酬は次のとおりとする。

	理事会	評議員会	評議員選任・解任委員会	その他の会合
理事	10,000円		—	7,000円
監事	10,000円	10,000円	7,000円	7,000円
評議員		10,000円	—	7,000円
評議員選任・解任委員	—		7,000円	—

※その他の会合とは、入札立会い、意見を聴くことが必要な重要事項が発生した場合の定数に満たない会議等を指す。

(交通費の支給)

- 第7条 各々の会議、会合に出席した役員等に交通費を支払うものとする。支払額は次のとおりとする。
- 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会、その他の会合を開催した場合、次のとおり区分して支払うものとする。
- 1) 開催場所地域に居住する者は、1千円を支払うものとする。
 - 2) 開催場所地域以外に居住する者は、3千円を支払うものとする。
 - 3) 秋田県以外に居住する者は、実費を支払うものとする。
 - 4) 理事長の交通費については、勤務実態に即して支給し、支給額は次のとおりとする。
 - ① 自動車：直近日現在におけるガソリン単価×0.1×走行距離×日数
 - ② 電車：自宅最寄り駅から十文字駅までの往復料金×日数
 - ③ 新幹線：自宅最寄り駅から使用新幹線経由、十文字駅までの往復料金×日数
 - ④ 飛行機：自宅最寄り空港から秋田空港までの往復料金×日数
- ※②～④については直近日現在の最安値料金で計算する。また自宅から最寄り駅・空港までの交通費は支給しない。

(出張旅費交通費)

- 第8条 役員等が研修等出張した場合は「職員旅費規定」により支払うものとする。

(報酬の改定)

- 第9条 役員等の報酬等が、法人の業績等により不適切になった場合、評議員会の決議を経て改定することができる。

(支払日及び支払い方法)

- 第10条 理事長の報酬及び月額報酬受給者は、毎月25日に、本人が届出た銀行口座に振り込むものとする。
- 2 役員等の報酬は、業務が終了したとき、現金で支給するものとする。

(控除)

- 第11条 報酬等の支払いにあたり、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除する。

付 則

(施行)

- 本規程は、平成11年6月13日より施行する。